

ヨークベニマル名取愛島店の届出概要について
(法第6条第2項 変更)

資料4

- 1 届出者 株式会社鶴見屋商店
大和情報サービス株式会社
- 2 届出日 令和3年9月1日
- 3 店舗の名称 ヨークベニマル名取愛島店
- 4 店舗設置者 株式会社鶴見屋商店
代表取締役 阿部 栄一
名取市増田二丁目1番2号
大和情報サービス株式会社
代表取締役 伊藤 光博
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
- 5 店舗所在地 名取市愛の杜一丁目1-1 外
- 6 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 2,809 m²
(変更後) 4,051 m²
 - (2) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 231台
(変更後) 174台 (指針による必要台数: 174台)
 - (3) 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) 90台
(変更後) 79台 (指針による必要台数: 116台)
 - (4) 荷さばき施設の位置及び面積
(変更前) 202.8 m²
(変更後) 242.8 m²
 - (5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前) 43.06 m³
(変更後) 49.06 m³(指針による必要容量: 12.55 m³)
 - (6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前9時から午後10時まで
(変更後) 午前9時から翌午前0時まで
 - (7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時45分から午後10時15分まで
(変更後) 午前8時45分から翌午前0時15分まで
 - (8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前6時から午後9時まで
(変更後) 午前6時から午後10時まで

7 変更する年月日 令和4年5月2日

8 事務手続き等

- ・公告年月日：令和3年9月17日
- ・縦覧期間：公告の日から令和4年1月17日まで（公告の日から4か月）
- ・地元説明会：新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催不能として整理。

代替の周知方法：新聞折り込みチラシ及び計画地での掲示

- ・市町村等からの意見書提出期限：令和4年1月17日（公告の日から4か月以内）
- ・県の意見の通知期限：令和4年5月1日（届出から8か月以内）

変更に関するもの以外の事項

1 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の出入口の数 2箇所

住民説明会の実施状況

新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止

届出内容周知の代替方法	・新聞折り込みチラシ及び計画地への掲示
問い合わせ等	・なし

名取市の意見について

市町村等からの意見	回答
<p>【建設工事に係る騒音対策について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設作業を実施する場合は、周辺住民に周知するとともに、騒音・振動等の公害苦情が発生しないよう、使用する建設機械等は、低騒音・低振動型のものを導入されたい。 ・工事車両等の運行にあたっては、 unnecessaryな空ぶかしやアイドリング禁止などにより騒音防止の徹底を図られたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・頂いたご意見に従い対応いたします。 <p>1月5日の工事着工から現在まで、周辺住民からのクレームは出ていません。引き続き継続して工事作業員への徹底指導を推進して参ります。</p>
<p>【自動車騒音対策について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出された騒音予測結果・影響評価について、夜間の騒音レベル最大値予測結果の地点C2では、敷地内の車両に10km/h走行以下の案内表示をする対策後もなお、環境基準を超過する騒音の予測結果が示されている。当該箇所は現在、空き地であるが、住宅建築が可能な場所であり、将来の土地利用形態によっては、騒音苦情が発生することも考えられる為、更なる対策を検討されたい。 ・駐車場での自動車アイドリングや空ぶかし、利用客の話し声などによる騒音、営業に関わる荷下ろし、積み込み作業による騒音により近隣の住民に迷惑をかけないように、利用者、事業者への周知、指導を徹底されたい。 ・近隣の自動車の走行や渋滞によって生じる騒音については、近隣の生活環境の配慮の観点から、できるだけ渋滞を少なくするような手段を講じるなど騒音の軽減に努められたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的にC2地点に住居が立地した場合には、住民と協議の上、適切な騒音対策を検討します。 ・来店客、事業者に対して騒音低減について周知徹底し、周辺生活環境への騒音の影響低減に努めます。 ・交通解析の結果から、店舗周辺における交通渋滞等の発生はないものと思われませんが、開店後の状況を把握しながら必要に応じて対応し、騒音軽減に努めます。

<p>【騒音・振動の特定施設の設置について】</p> <p>・騒音・振動に係る特定施設を設置する際には、敷地境界線上における振動レベル及び騒音レベルを正確に把握し、規制基準を超過しないよう十分な騒音・振動の防止策を講じられたい。また、設置後も同様に超過しないよう適切な管理を行うとともに、周辺住民に迷惑がかからないよう十分な配慮をされたい。</p>	<p>・騒音及び振動に係る特定施設を設置する際には、御指摘に従い、対応いたします。</p>
<p>【その他の事項】</p> <p>・深夜24時まで営業する店舗が、住宅地側に開店されるため、店舗や駐車場の照明、利用者等の自動車からのライトなど、敷地内で発する光による周辺環境への影響を低減し、周辺住民への迷惑がかからないよう十分な配慮をされたい。</p>	<p>・駐車場の既設の照明器具等から照射された明かりの分散及び照度をシュミレーションしたところ、近隣の民家に対する影響は現状と比較してもほとんど変化ないと判断して計画を進めています。周辺住民から苦情が発生した場合には、住民と協議の上対応を検討します。</p>

地元住民の意見について

意見内容	設定者の回答内容
<p>【開店時刻に関する事項】(住民意見)</p> <p>・ヨークベニマル名取愛島店の開店時刻を計画では翌0:00までとしているが、店舗が住宅団地内に存在し、就寝時間帯等近隣住民への生活への影響を最小限とする観点から現状の閉店時刻である22:00までの営業とすることが望ましい。</p>	<p>・ヨークベニマル、ドラッグストアモリ共に22～翌0時の時間帯の営業については、店内BGM及び店内放送の音量を下げるなどし、来店客に対しては大声で会話しないこと、駐車場利用時は空ぶかしをしないこと及びアイドリングストップを告知して周辺への配慮を促します。</p> <p>周辺住民から苦情が発生した場合には、住民と協議の上対応を検討します。</p>

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届 出 者	株式会社鶴見屋商店 大和情報サービス株式会社	
届 出 年 月 日	令和3年9月1日	
店 舗 名 称	ヨークベニマル名取愛島店	
所 在 地	名取市愛の杜一丁目1-1 外	
市 町 村 の 意 見	あり	なし
地 域 住 民 等 の 意 見	あり	なし
県 の 意 見 案		
交 通 関 係	あり	なし
騒 音 関 係	あり	なし
廃 棄 物 関 係	あり	なし
そ の 他		
意 見 案	県の意見はなし	
附 帯 意 見 案	<p>騒音対策として実施することとしている来客車両の徐行運転を徹底するとともに、周辺住民から苦情が申し立てられた場合には、追加的な騒音防止対策を検討し、周辺環境の保全に配慮願います。また、騒音レベルの予測結果が基準を超過している地点付近において、今後周辺の土地利用が変化し住居等が立地するなどした場合にも同様に、騒音防止について配慮願います。</p>	